

平成31年度社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査（以下「監査」という。）は、関係法令等に照らし法人運営等の適否を具体的に検討することにより、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 監査事項

監査事項は、厚生労働省通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」を基本とする。

3 重点事項

本年度の監査重点事項は、社会福祉法の改正を踏まえ、次の事項とする。

(1) 適正な法人運営の確立

- ア 評議員及び役員を選任する手続が、新制度に基づき行われていること。
- イ 評議員及び役員報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表したうえで、基準にしたがい支給していること。
- ウ 新制度に基づき評議員会及び理事会が運営されていること。
- エ 理事会及び評議員会の議事録は、正確に記録され、保存されていること。
- オ 監事により、理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況など、毎年定期的に十分な監査が行われていること。

また、監事が理事会への出席義務を履行していること。

(2) 適正な管理体制の確立

- ア 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、原則、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。

イ 事業運営の透明性の向上のため、計算書類等及び財産目録等を作成し、備え置き、閲覧、公表を行っていること。

ウ 各法人経理規程及び社会福祉法人会計基準にしたがい、会計処理及び資産管理が適正に行われていること。

エ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。

(3) 前回の指導事項の改善状況の確認

4 一般指導監査実施法人及び実施時期

平成31年度の一般指導監査は、別府市社会福祉法人指導監査実施要綱第5条の規定にしたがい12法人を対象とし、平成31年8月から平成32年2月にかけて順次実施するものとする。

5 監査の実施方法等

(1) 監査の通知

監査の実施に当たっては、原則として、当該法人に対して実施日の1か月前までに通知するものとし、併せて実施日のおおむね10日前までに指導監査資料の提出を求めるものとする。

(2) 監査結果の処理

ア 監査結果の講評は、当該法人の理事長及び監事並びに関係職員の出席を求めて行う。

イ 改善措置を必要とする事項については、その内容及び具体的改善方法等を別府市長名で文書により当該法人の理事長に速やかに通知し、期限（原則として約1ヶ月）を付して、その改善結果を求める。

6 確認調査

改善結果等については、関係書類等に基づき確実に点検するとともに、必要に応じて改善状況の確認調査を行う。